

福井県広域火葬実施要領

第1 総則

1 目的

この要領は、「福井県地域防災計画」に基づき、災害時における被災市町の広域火葬を円滑に実施するため、県、市町および火葬場設置者（火葬場を設置する市町、一部事務組合または広域連合をいう。）が行うべき基本的事項を定め、もって被災市町における公衆衛生の確保を図ることを目的とする。

2 定義

- (1) この要領において「広域火葬」とは、大規模災害により被災した市町（以下「被災市町」という。）が平常時に使用している火葬場の火葬能力だけでは、当該市町の遺体の火葬を行うことが不可能となった場合（当該火葬場が被災して稼働できなくなった場合を含む。）において、県内および県外の火葬場を活用して広域的に火葬を行うことをいう。
- (2) この要領において、「協力県」とは、本県と「中部9県災害時等の火葬の相互応援に関する覚書」を締結している富山県、石川県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県および滋賀県をいう。
- (3) この要領において、「他の都道府県」とは、本県および協力県以外の都道府県をいう。

3 基本方針

大規模な災害が発生した場合は、交通規制等により、遺族が自らまたは他人に依頼して遺体を火葬場に搬入することが不可能となることが想定される。

このため、県、市町および火葬場設置者は、迅速かつ円滑な火葬を行うため、火葬場への火葬の依頼、遺体の搬送等に関して適切な調整を行うとともに、死者への尊厳と遺族への配慮を失することのないよう行動することを基本とし、災害による遺体のほか、病死等による遺体を含めてこの計画に基づき広域火葬を実施するものとする。

4 県、市町および火葬場設置者の役割

- (1) 県は、広域火葬を円滑に実施するため、情報を一元的に管理し、提供するとともに、市町、火葬場設置者、協力県、他の都道府県および厚生労働省との調整を行う等必要な措置を講じるものとする。
- (2) 市町は、市町内の情報収集と整理を行い、広域火葬を円滑に実施するための必要な措置を講じるものとする。
- (3) 火葬場設置者は、県および市町と連携し、広域火葬の応援体制を整え積極的に

対応するものとする。

第2 平常時における対応

1 火葬場および連絡担当部局の把握

県は、次の事項を定期的に把握し、市町および火葬場設置者に情報を提供するものとする。

- (1) 県内および協力県内の火葬場に係る名称、所在地、連絡先、火葬炉数、その他必要な事項
- (2) 県内市町および協力県の広域火葬に係る連絡担当部局の名称、連絡先、その他必要な事項

2 広域火葬実施体制の整備

- (1) 市町は、災害時における遺体の取扱い、火葬実施体制、情報伝達方法等について、あらかじめ定めておくものとする。
- (2) 火葬場設置者は、災害時における火葬実施体制、情報伝達方法等について、あらかじめ定めておくものとする。
- (3) 県は、前記(1)および(2)に関して必要な協力等を行うものとする。

3 資機材等の確保

- (1) 市町は、次の事項について必要な措置を講じておくものとする。
 - ア 遺体保存のための棺、ドライアイス等資機材および作業要員の確保
 - イ 安置所等の設置のための机、投光器、発電機、燃料、ブルーシート、担架（可能であればキャスター付きのもの）、遺体収納袋等資機材の確保
 - ウ 災害時における火葬場までの搬送経路の確保
- (2) 火葬場設置者は、火葬に必要な燃料、自家発電設備その他の資機材および火葬要員の確保について必要な措置を講じておくものとする。
- (3) 県は、遺体の保存および火葬に必要な資機材の確保並びに遺体搬送の応援に係る協定を関係団体と締結し、市町および火葬場設置者を支援するものとする。

4 緊急通行車両の事前届出

市町は、災害時等に遺体の搬送および資機材の搬送に使用する車両について、災害対策基本法第76条第1項に規定する緊急通行車両として県公安委員会に事前に届け出るよう努めるものとする。

5 情報伝達手段等の整備

県は、市町、火葬場設置者および協力県間の円滑な広域火葬を確保するために必要な情報伝達の手順、書類様式等をあらかじめ定めておくものとする。

6 広域火葬の訓練等

- (1) 県は、市町等関係者に対する広域火葬計画、要領の周知徹底に努めるものとする。
- (2) 県は、市町および火葬場設置者と連携し、随時被害想定に応じた広域火葬の訓練を行うものとする。

第3 災害発生時における対応

1 広域火葬実施体制

県は、大規模な災害が発生し、広域火葬が必要であると判断した場合は、健康福祉部健康医療局医薬食品・衛生課に広域火葬のための窓口を設置し、情報の収集および連絡調整にあたるものとする。

2 被災状況の把握および報告

- (1) 被災市町は、災害発生後、速やかにその区域内の死者数の把握を行い、県に報告するものとする。
- (2) 火葬場設置者は、災害発生後、速やかに火葬場の被災状況、火葬要員の安否および出勤の可能性、火葬能力等の把握を行い、県に報告するものとする。なお、復旧見込みについても随時報告するものとする。【様式1】
- (3) 県は、前記(1)および(2)の報告により被害状況を把握し、速やかに厚生労働省に報告するものとする。

3 広域火葬の応援および協力の要請

- (1) 被災市町は、広域火葬が必要と判断したときは、すみやかに県に対し、広域火葬を要請するものとする。【様式2】
- (2) 県は、被災市町からの応援要請または自らの判断により、受け入れの可能性のある火葬場設置者または協力県に対し、広域火葬の応援を要請するとともに、厚生労働省にその旨を報告するものとする。【様式3】
- (3) 県から広域火葬の応援要請を受けた火葬場設置者は、可能な応援内容を県に回答するものとする。【様式4】
- (4) 県は、県内および協力県の火葬場だけでは広域火葬への対応が困難であると判断した場合は、速やかに厚生労働省に対し、他の都道府県への応援要請を依頼するものとする。
- (5) 県および火葬場設置者は、県内または協力県で災害が発生したときは、速やかに広域火葬の応援体制を整え、積極的に対応するものとする。
- (6) 県および火葬場設置者は、厚生労働省から他の都道府県への広域火葬の応援要請があったときは、積極的にこれに対応するものとする。
- (7) 県は、広域火葬の実施を決定したときは、市町、火葬場設置者および協定団体に、市町は、住民および協定以外の管内葬祭業者に速やかにその旨を周知する

ものとする。また、県は、テレビ、ラジオ放送等を活用し速やかに県民にその旨を広報するものとする。

4 火葬場の割振りおよび調整

(1) 県は、火葬場の割振りについて次の事項を実施するものとする。

ア 県内火葬場設置者、協力県および他の都道府県の広域火葬の応援承諾状況の整理

イ 被災市町ごとの火葬場の割振りおよび当該割振りの被災市町への通知【様式5-1】

ウ 応援を承諾した県内火葬場設置者、協力県および他の都道府県に対する火葬依頼の通知【様式5-2】

(2) 広域火葬を要請した市町は、県から火葬場の割振り通知に基づき、次の事項を実施するものとする。

ア 市町内の火葬場の稼働状況に基づき、遺体安置所に安置している遺体および遺族が保管している遺体について、搬送する火葬場の割振りを行う。

イ 非常事態のため、火葬が可能な火葬場が限定されていることなどを遺族に対して説明し、割り振られた火葬場に遺体を直接搬送することについて、当該市町が遺族に対して同意を得るよう努める。

ウ 応援承諾のあった火葬場設置者に対して応援を要請し、実施方法等について詳細を調整する。【様式A、B、C】

5 火葬要員等の派遣要請および受入れ

(1) 火葬場設置者は、当該火葬場の職員が被災したために火葬場の稼働ができない場合は、県に対し火葬要員および補助員（以下「火葬要員等」という）の派遣の手配を要請するものとする。【様式2】

(2) 県は、被災した火葬場設置者からの要請に基づき、他の火葬場設置者または協力県に対し、火葬要員等の派遣について依頼するとともに、厚生労働省にその旨を報告するものとする。【様式3】

(3) 県から火葬要員等の応援要請を受けた火葬場設置者は、可能な応援体制を県に回答するものとする。【様式4】

(4) 県は、県内の火葬場および協力県だけでは火葬要員等の確保が困難であると判断した場合は、厚生労働省に対しその旨を報告し、他の都道府県への応援要請を依頼するものとする。

(5) 県および火葬場設置者は、県内または協力県で災害等が発生したときは、火葬要員等の応援依頼を踏まえ、速やかに応援体制を整え、積極的に対応するものとする。

(6) 県および火葬場設置者は、厚生労働省から他の都道府県への火葬要員等の応援要請があったときは、積極的にこれに対応するものとする。

6 遺体の搬送手段の確保

- (1) 被災市町は、遺体保存のための資機材の搬入車両および遺体を火葬場まで搬送する車両については、緊急通行車両を用いるものとする。
- (2) 被災市町は、緊急通行車両が十分に確保できない場合は、葬祭業者等の協力を県に要請するものとする。【様式6】
- (3) 県は、被災市町から遺体搬送手段の確保要請があった場合には、関係団体等へ協力を要請するものとする。
- (4) 県は、協定団体だけでは対応できないと判断した場合は、協力県および厚生労働省に対し、応援を要請するものとする。

7 相談窓口の設置

- (1) 広域火葬を要請した市町は、住民からの様々な相談に対応するために設置された相談窓口において、広域火葬に関する情報の提供および火葬の受付を行うものとする。
- (2) 広域火葬を要請した市町は、広域火葬の実施に伴う遺族による火葬場への火葬依頼の制限、火葬場までの遺体搬送における遺族の同乗制限、焼骨の受け渡し方法等について、遺族等の感情に十分配慮した上で遺族等へ説明するものとする。

8 災害以外の事由による遺体の火葬

被災市町は、当該市町の区域内の自然死、病死等災害以外の事由による遺体の火葬についても広域火葬の対象とし、相談窓口において火葬の申し込みを受け付けるものとする。

9 火葬許可に係る特例的取扱い

被災市町による迅速な火葬許可事務の実施が困難であると認められる場合には、市町または火葬場設置者は、戸籍確認の事後の実施等、平成23年3月14日付け健衛発0314第1号「平成23年東北地方太平洋沖地震の発生を受けた墓地、埋葬等に関する法律に基づく埋火葬許可の特例措置について」を参考に実態に応じた事務処理を行うものとする。

10 火葬状況の報告

- (1) 火葬場設置者は、他の被災市町から受け入れた広域火葬実績を災害による遺体とその他の事由による遺体とに区分して、火葬状況を集計し、広域火葬が終了するまでの間、日報として県に報告するものとする。
 - ア 広域火葬を行った火葬場【様式7-1】
 - イ 被災市町が平常時に使用している火葬場【様式7-2】
- (2) 県は、火葬場設置者からの日報をとりまとめ、厚生労働省に報告するものとする。

る。

1 1 引取者のいない焼骨の保管

被災市町は、引取者のいない焼骨を火葬場から引き取り、引取者が現れるまでの間、遺骨保管所を設け保管するものとする。

1 2 広域火葬の終了

- (1) 広域火葬を要請した市町は、広域火葬を行う必要がなくなった場合には、県にその旨を連絡するものとする。
- (2) 県は、広域火葬を要請した市町からの連絡または火葬状況報告から判断し広域火葬の終了が適当と認めるときは、広域火葬を終了し、関係市町、火葬場設置者、協力県および他の都道府県に周知するとともに、厚生労働省に報告するものとする。
- (3) 広域火葬を要請した市町は、広域火葬依頼実績をとりまとめ、県に報告するものとする。【様式 8-1】
- (4) 広域火葬を行った火葬場設置者は、広域火葬実績をとりまとめ、県および広域火葬を要請した市町に報告するものとする。【様式 8-2】

1 3 広域火葬等の応援

県、市町および火葬場設置者は、県内または他の都道府県で大規模災害が発生した場合は、広域火葬について自らの判断または被災市町村・都道府県・厚生労働省からの応援要請により、速やかに応援体制を整え積極的に応援するものとする。

1 4 大規模な疾病の流行等への準拠

この要領は、大規模な災害に対応することを目的にしたものであるが、大規模な疾病の流行等の場合にも、必要に応じてこの要領の定めるところにより対応するものとする。

附則

この要領は、令和 2 年 1 月 2 7 日から適用する。

附則

この要領は、令和 5 年 5 月 2 2 日から適用する。

この要領による改正前の様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。